

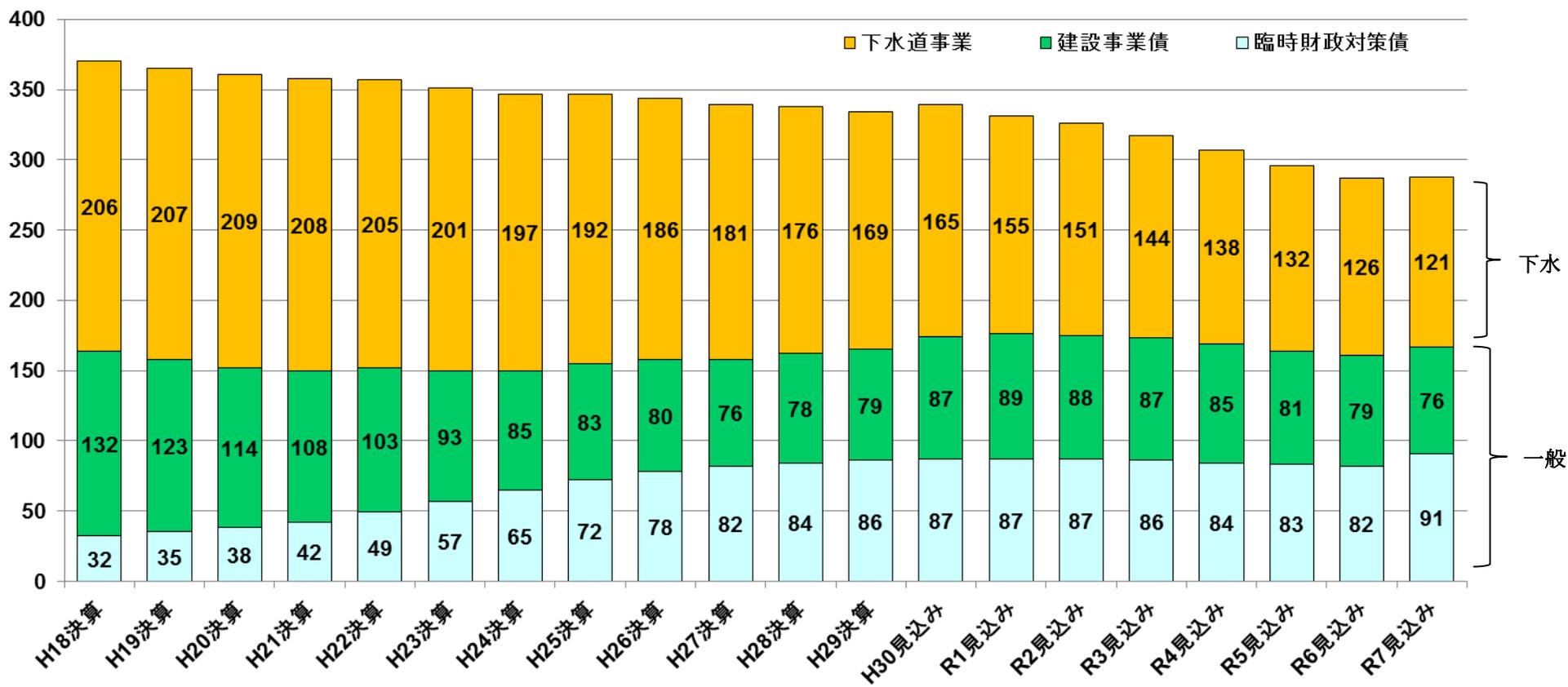
# 魚津市の市債(一般会計・下水道事業)の残高の推移

資料No.1(差替)

No. 1

過去からの市債(一般会計・下水道事業)の残高の推移をみると、一般会計は、平成28年度から実施した統合小学校の建設で借り入れた市債により、市債残高は増え、令和元年度から令和2年度に市債残高のピークとなる見込みです。また、下水道事業は、徐々に返済が進み残高は、減少見込みです。

(単位: 億円)



## ◎実質公債費比率とは

一般会計の借入金返済額に公営企業会計等の借入金返済額に対する繰出金などを合算した額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもの。

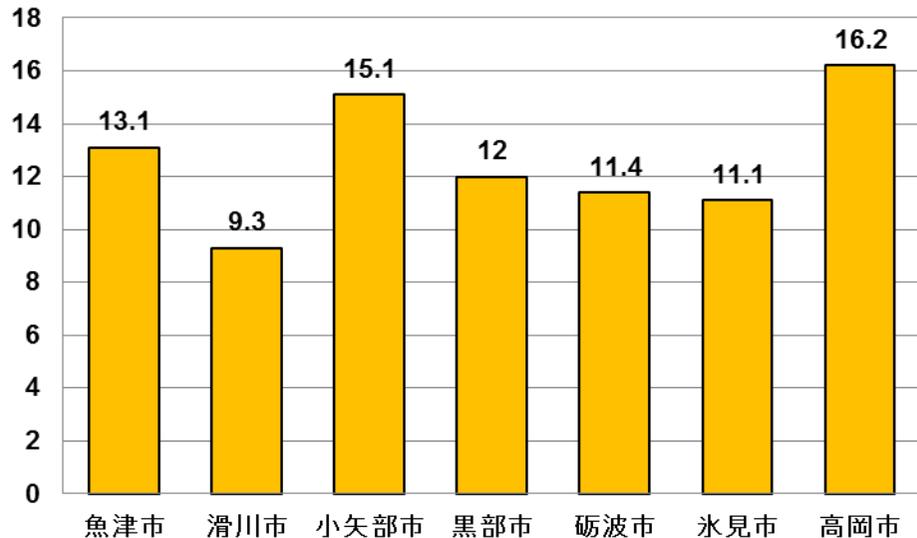
## ◎将来負担比率とは

一般会計の借入金残高や公営企業会計の借入金に対する一般会計の負担見込額などの負債の残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの。

魚津市の指標は、どちらも早期健全化判断基準より低く、県内他市と比較しても著しく高くはありません。

H29決算における実質公債費比率

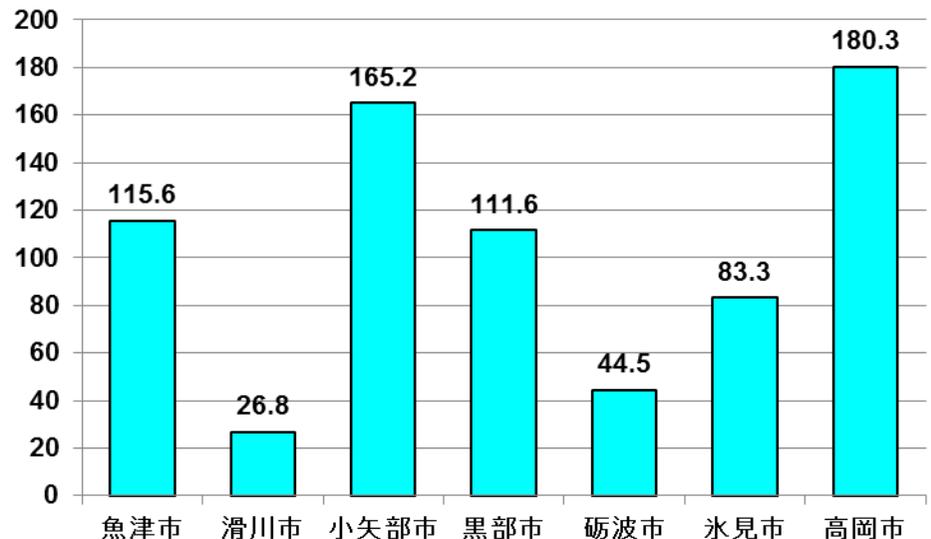
(単位：%)



早期健全化基準 : 25.0%

H29決算における将来負担比率

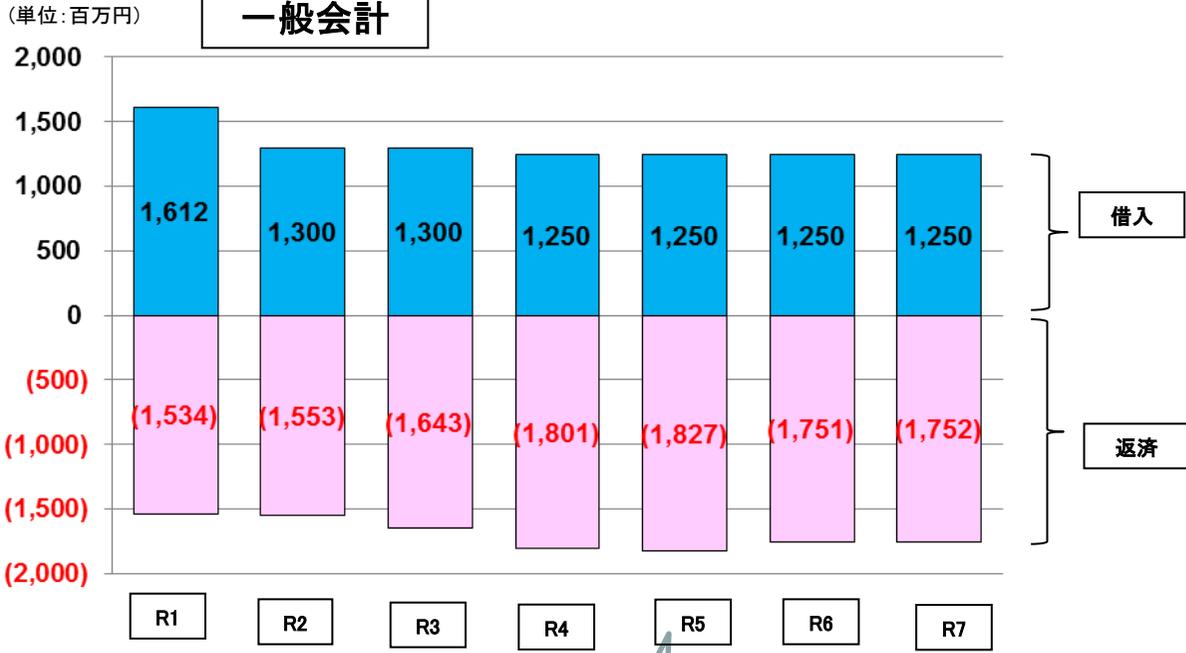
(単位：%)



早期健全化基準 : 350.0%

# 魚津市の市債(借金)の借入・返済の見込み

## 一般会計



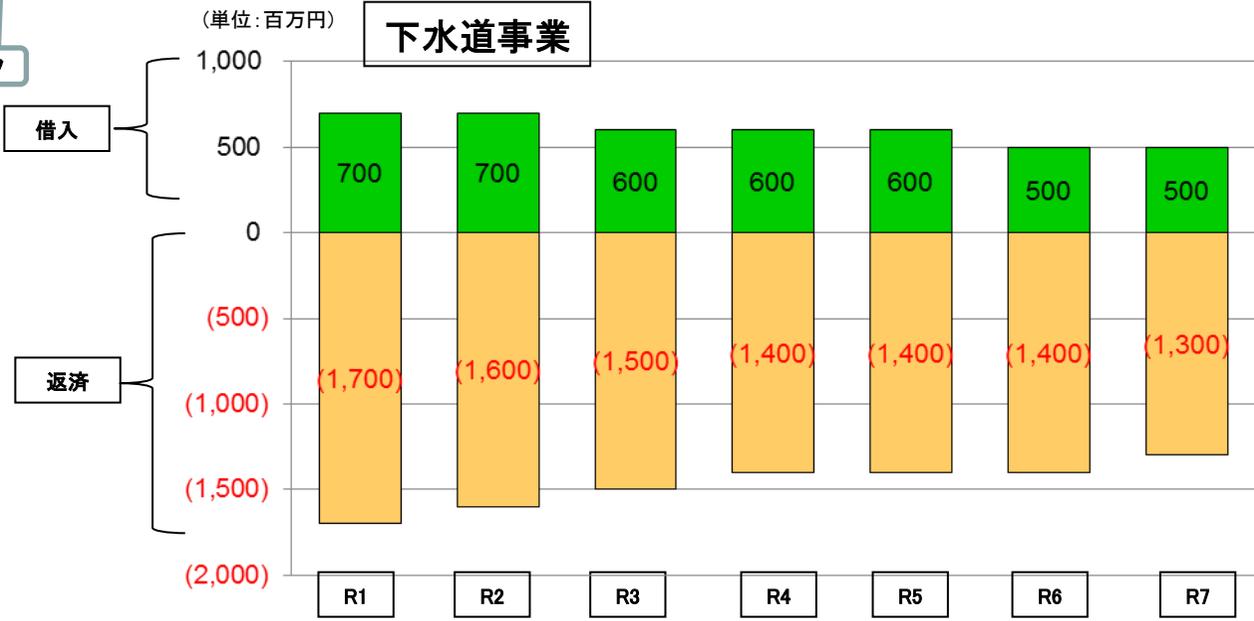
令和元年度当初予算借り入れ分までを加え一般会計の市債の借入・返済について、試算しました。

統合小学校の建設が終了することで、市債の借入額は減少し、令和2年度以降は13億円程度で推移する見通しです。対して返済額は当分の間、18億円程度の高い水準で推移する見通しです。

返済ピーク

下水道事業については、市内の整備がほぼ終了することから今後、借入・返済ともに緩やかに減少する見込みです。

## 下水道事業



①市債とは、市が複数年度に渡って償還する借入金のことである。

②市債を借りることができる対象は決まっており、自由に借り入れることはできず(地方財政法)、また、市債の償還期限は、その市債で整備した施設の耐用年数を超えてはならない。

⇒主な対象事業等:災害復旧事業、小学校整備事業、臨時財政対策債など

③多額の費用が必要な建設事業(例:学校建設)について、当該年度に市債により資金調達することで、一時期で財政負担が集中しないようにするとともに、現世代の住民と、将来、便益を受けることとなる後世代の住民との負担を公平にする役割がある。

⇒市債を借りることで、学校建設時の住民だけの負担(税金等)とするのではなく、後年度での効用も考慮し、将来、魚津に住んで施設を利用する住民にも負担をしていただく。

## 返済期間と返済方法について

魚津市が民間銀行から借入れしている主なものは、返済の期間が10年～20年に設定されています。耐用年数省令による施設の耐用年数と比べて短い期間で返済をしていると言えます。

### 一般会計が民間銀行から借入れしている主な例

事業名	返済期間	施設の耐用年数
東部中学校体育館大規模改修事業	10年	47年
経田小学校体育館耐震補強事業		47年
埋没林カフェ等整備事業		41年
大町・村木・上野方・本江統合小学校整備事業	15年	47年
住吉・上中島・松倉統合小学校整備事業		47年
桃山陸上競技場改修事業		30年

### 下水道事業が民間銀行から借入れしている主な例

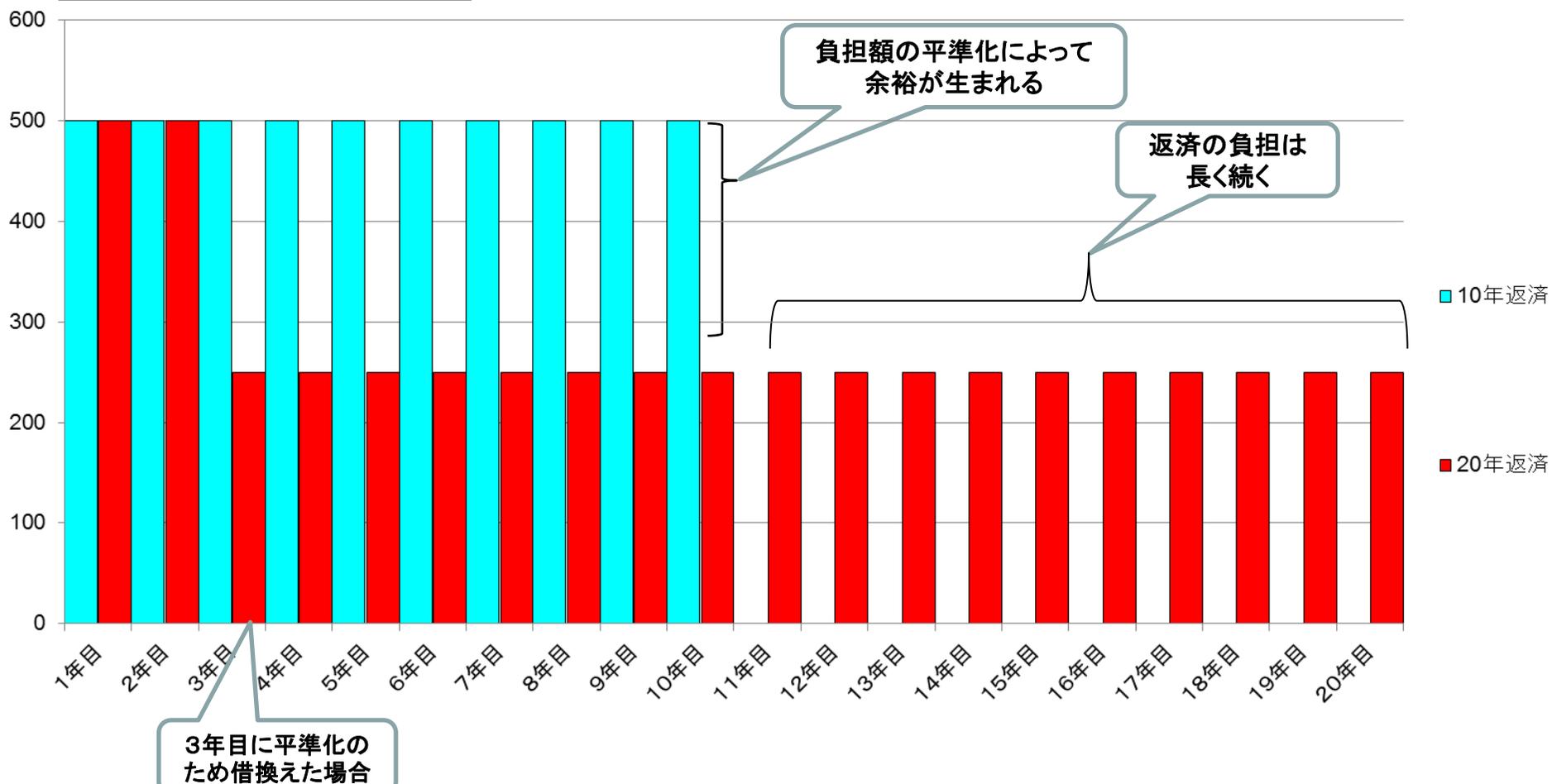
起債名	返済期間	耐用年数
資本費平準化債（公共下水道事業等）	10年(40年)	管渠50年 処理場設備50年
借換債（公共下水道事業等）	10～12年(30年)	
特別措置分（公共下水道事業等）	20年(48年)	
公営企業適用債	10年	

※( )は当初借入時からの最終償還期間

# 市債の返済期間延長と負担の平準化

返済の年数を伸ばすことで、市債の返済額は平準化され、資金計画がたてやすくなり、政策的な事業に予算を配分することが可能になる反面、返済期間が長くなることで将来への負担を残すことになるため、計画的で持続可能な財政運営が求められます。

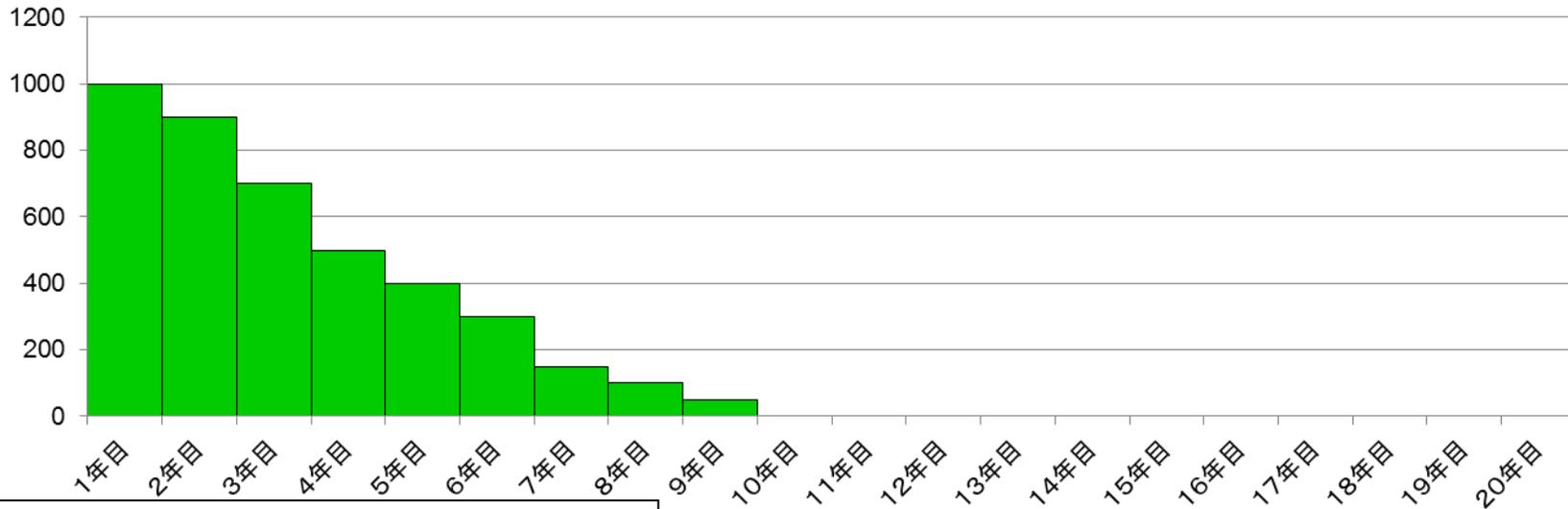
市債返済額のイメージ



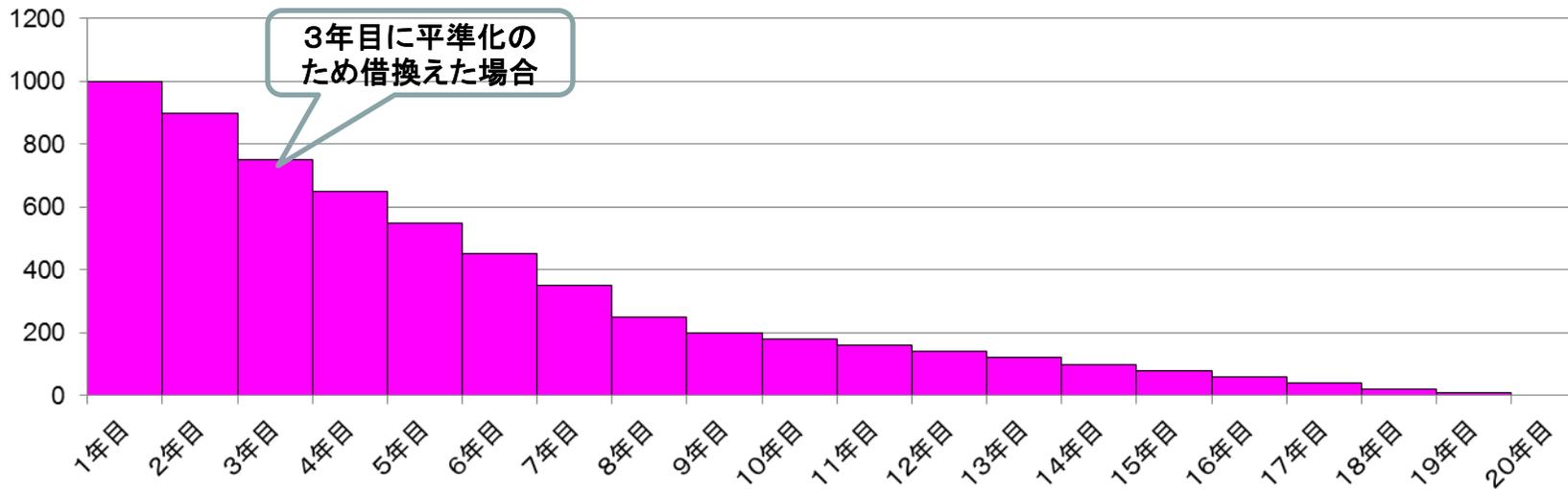
# 市債の返済期間延長と市債残高

返済の年数を伸ばすことで、市債の残高は緩やかに減少します。

## 10年返済の市債残高の減少のイメージ



## 20年返済の市債残高の減少のイメージ



# 県内他市の市債返済期間の状況

県内他市の市債(銀行等での借入れ)の返済期間について、アンケート調査を行ったところ、一般会計では25年～30年で返済している自治体もあり、魚津市の返済期間は10年～20年と短いです。

## 一般会計

自治体	民間の銀行への返済期間
富山市	5～20年
高岡市	30年
魚津市	10～20年
氷見市	15～30年
滑川市	10年
黒部市	20年
砺波市	5～25年
小矢部市	5～20年
南砺市	10年
射水市	10年～20年

## 下水道事業

自治体名	返済期間/起債名		
	平準化債	特別措置分	公営企業適用債
富山市	20年	20年	10年
高岡市	20年	20年	—
魚津市	10年	20年	10年
氷見市	—	—	10年
滑川市	20年	20年	—
黒部市	10年	10年	—
砺波市	20年	—	—
小矢部市	20年	20年	10年
南砺市	10年	—	—
射水市	—	10年	—

## 公債費平準化の取組方針

短期間で返済することは、将来世代の負担をできるだけ少なくできる反面、現世代の負担が大きくなり、財政が硬直化する側面があります。魚津市の財政状況を見極めながら、他市の状況も参考に、将来の便益も踏まえ財政負担の平準化を進めることが必要だと考えられます。

(単位:千円)

会 計	H30年度末市中銀行 借入れ残高	元金返済額			平均残存年限
		H30実績	R1見込み	R2見込み	
一般会計	498,532	61,973	62,956	70,226	6.1年
下水道会計	3,118,891	491,156	496,355	475,051	8.9年
合 計	3,617,423	553,129	559,311	545,277	7.5年



国県や銀行等との協議の上、耐用年数を超えない範囲で、10年程度の返済期間の延長により公債費を平準化します。